

プロジェクト テーマ提言について

項目 今回の企業会計基準諮問会議における新規テーマの提案 2
排出量取引制度に係る会計上の取扱い

I. 本資料の目的

1. 本資料は、今回の企業会計基準諮問会議において受け付けた新規テーマである「排出量取引制度に係る会計上の取扱いについて」の概要をご説明するとともに、テーマ提言の方向性に関する事務局の分析及び対応案についてご意見をいただくことを目的としている。

II. テーマ提案書

提案者：経済産業省

<実務対応レベル>

(テーマ)

排出量取引制度に係る会計上の取扱いについて

(提案理由)

「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」(令和 5 年法律第 32 号)に基づき、我が国では、2050 年カーボンニュートラルの実現と経済成長の両立(GX)を実現するための施策として、成長志向型カーボンプライシング構想の具体化を進めている。脱炭素成長型の経済構造への円滑な移行を推進するため、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律」(令和 7 年法律第 52 号)において、排出量取引制度を法定化したところ。

2026 年度(令和 8 年度)から、二酸化炭素の直接排出量が一定規模以上の事業者に対して、排出量取引制度に参加することを義務付け、業種ごとの特性等を考慮した政府指針に基づき政府が排出枠を無償で割り当てる。その上で、制度対象事業者に対して、排出枠の割当に係る年度の翌年度に排出実績の報告及び実績と等量の排出枠の保有を義務付ける。政府は、毎年度、対象事業者の排出枠保有口座から排出実績量と等量の排出枠を償却する。

加えて、割り当てられた排出枠を取引できる市場を整備し、排出枠の上下限価格を設定することで、取引価格の安定化のために必要な措置を講じる。排出枠取引市場の参加

者としては、制度対象者だけでなく、一定の基準を満たした金融機関・商社等の制度対象者以外の事業者も想定している。

排出量取引の会計処理については、実務対応報告第15号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」（2004年11月公表、2009年6月最終改正。以下「実務対応報告第15号」という。）において整理されている。ただし、実務対応報告第15号には、適用範囲について「諸外国の一部で導入されているような企業ごとに排出量削減義務が課された場合の会計処理は取り扱っていない。」と明記されていることから、法的義務を伴う排出量取引制度における会計処理については改めて検討が必要と考える。

排出量取引制度の対象者が、排出枠取引の会計処理について予見可能性を高める必要があることから、法的義務を伴う排出量取引に関する会計上の取扱いをご検討いただきたい、本テーマを提案させていただく。

（具体的内容）

1. 排出量取引制度の影響を受ける事業者として、排出量取引制度の対象事業者及び排出枠取引市場の参加者（制度対象事業者・一定の基準を満たした制度対象者以外の事業者）が想定される。本テーマでは、排出量取引制度の対象事業者の会計処理についてご検討いただきたい。
2. 法的義務を伴う排出量取引制度の対象事業者の会計処理に関する論点としては、以下が考えられる。
 - ・ 排出枠の取得に係る会計処理（資産の認識及び測定）
 - ・ 排出枠償却時点で、排出実績と等量の排出枠を保有する義務に係る会計処理（負債の認識及び測定や引当金の計上）
 - ・ 開示要求事項
3. 排出枠取引市場の参加者（制度対象事業者）の会計処理に関しては、取引される排出枠の性格が論点になると考える。なお、実務対応報告第15号は、京都メカニズムにおけるクレジットを対象とし、京都メカニズム以外のクレジットについても、会計上、その性格が類似しているものについては実務対応報告第15号の考え方を斟酌し、会計処理を行うこととされている。実務対応報告第15号との関係を整理いただきたい。

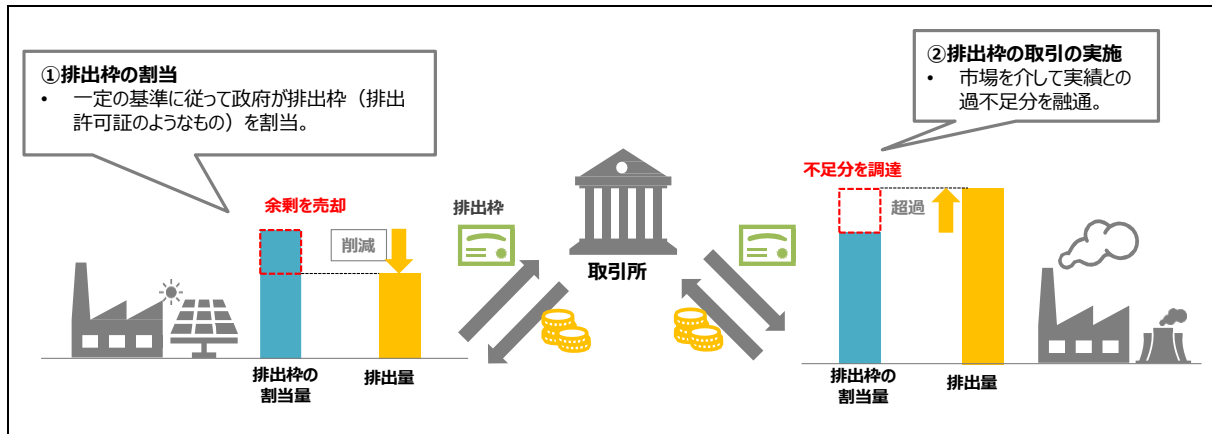
Ⅲ. 事務局の分析及び提案

排出量取引制度の概要

（GX推進法で定められている内容）

2. 改正後の脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（以下「GX 推進法」という。）に基づく排出量取引制度の概要は以下のとおりである（詳細は資料(1)-3 参考資料参照）。

【図 1】 排出量取引制度のイメージ（資料(1)-3 参考資料）



(1) 国による指針の策定

経済産業大臣は、排出枠の割当てに関する実施指針を策定し、当該指針において、事業者が脱炭素投資の実施等により達成すべき排出削減目標の基準等を定める（GX 推進法第 32 条第 1 項）。

(2) 排出目標量の提出・排出枠の割当て

- ① 制度対象事業者は、二酸化炭素の直接排出量が一定規模以上である場合¹、実施指針²に基づき、業種特性等を考慮して算定される排出目標量等の事項を経済産業大臣に届け出なければならない（GX 推進法第 33 条第 1 項）。
 - 制度対象事業者が密接関係者³と一体的に GX 投資を行う場合、一体的に排出枠に関する手続を行うことができる（以下「密接関係者との共同届出制度」という。）（GX 推進法第 33 条第 4 項）。

¹ GX 推進法では定められていないが、二酸化炭素の直接排出量が前年度までの 3 か年平均で 10 万トン以上の法人が対象となることが想定されている。

² GX 推進法では定められていないが、業種別ベンチマークによる割当（基準生産量×目指すべき排出原単位の水準）、グランドファザリング（年率削減方式）による割当（基準排出量×（1-目指すべき削減率））の方法等について実施指針で定められることが想定されている。

³ GX 推進法では定められていないが、制度対象事業者である親会社、子会社及び関連会社等が想定されている。

- ② 経済産業大臣は、事業者からの届出の内容に基づき、当該事業者に出発枠を無償で割り当てる（GX 推進法第 34 条 1 項）。

(3) 出発枠取引の実施

- ① 制度対象事業者は、自らの排出量を算定し、第三者機関の確認を受けたうえで報告しなければならない（GX 推進法第 35 条第 1 項、第 2 項）。
- ② 制度対象事業者は、割り当てられた出発枠の量に過不足が生じた場合には、出発枠の取引を実施する（GX 推進法第 38 条第 1 項）。
- ③ 制度出発枠の取引を行うための市場については、脱炭素成長型経済構造移行推進機構（以下「GX 推進機構」という。）が開設及び運営を行う（GX 推進法第 111 条第 1 項第 6 号）。
- ④ 経済産業大臣は、出発枠の取引価格について上下限を定める（GX 推進法第 39 条第 1 項・第 116 条第 1 項）。

(4) 出発枠の償却⁴

- ① 制度対象事業者は、1 月末時点において、報告した排出実績量に相当する出発枠を保有していなければならない（GX 推進法第 36 条第 3 項）。
- ② 経済産業大臣は、毎年度、制度対象事業者の出発枠保有口座から、排出実績量と等量の出発枠を償却する（GX 推進法第 37 条第 1 項）。

(5) 未償却相当負担金の納付

割り当てられた出発枠の量に対して未償却となっている排出量がある場合、未償却相当負担金を納付する。当該未償却相当負担金は、未償却量×出発枠の上限価格×調達コスト相当の算定率（1.1 倍）として計算される（GX 推進法第 41 条）。

- 3. 出発枠の算定、報告、償却等に係る手続は、以下のとおり行われる（詳細は資料(1)-3 参考資料参照）。

(1) 割当年度

- ① 制度対象事業者は排出量の算定、割当申請を行う。
- ② 国は当該割当申請に基づき、出発枠を制度対象事業者に無償で割り当てる。

⁴ 償却とは、経済産業大臣が、制度対象事業者が保有する法人等保有口座において保有する出発枠の量の範囲内で、出発枠についての減少を記録することにより、出発枠を消滅させることをいう。

(2) 割当年度の翌年度

- ① 制度対象事業者は、保有義務量（排出実績）を確定し、国に報告する。排出枠の過不足分がある場合、1月までに排出枠の調達⁵又は売却を行うことができる（保有義務量の確定前であっても、排出枠の過不足見込みにより取引を行うことは可能）。
- ② 国により、保有義務量と等量の排出枠の償却が行われる。また、償却時に保有している排出枠が不足している場合は、未償却相当負担金（前項(5)参照）を納付する。

(今後の検討で決定される内容)

4. 2025年7月に制度の実務的検討に向けた排出量取引制度小委員会が設置され、政省令及び実施指針で定められる事項について検討が行われ、2026年3月までに最終化される予定である。したがって、制度の詳細については、現時点では確定していない。
 - (1) 割当ルール（実施指針）の詳細（業種別ベンチマーク等の具体化）
 - (2) 上下限価格の設定
 - (3) 第三者機関の登録要件
 - (4) 密接関係者との共同届出制度の詳細
 - (5) 排出量実績報告、割当の時期 等

(スケジュール)

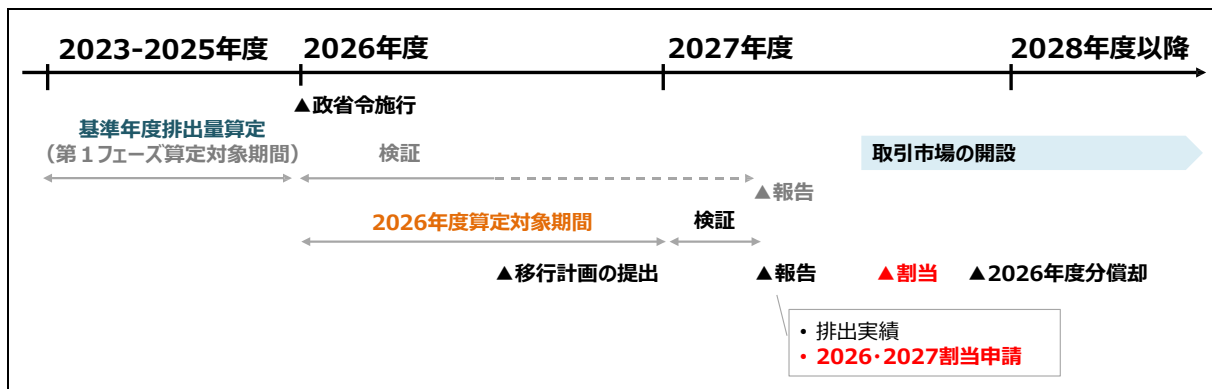
5. 排出量取引制度の施行スケジュールは、以下のとおり想定されている（詳細は資料(1)-3参考資料参照）。
 - (1) 制度対象事業者は、2026年度初頭に施行されるルールに沿って割当の申請を行う。
 - (2) 2026年度は割当申請の基礎となる排出量等の算定期間とし、初回の割当を2027年度に実施する。

⁵ GX推進法では定められていないが、一定程度割合までカーボンクレジットによることも検討が行われる予定である。

- 2026 年 4 月時点では割当量の算定の根拠となる自社の排出量（グランドファザリング・ベンチマーク対象プロセス毎の内訳等）を正確に把握できていない可能性が高い。
- 2027 年度のみ（2026 年度及び 2027 年度の）2 年分の排出枠の割当を申請する。

(3) 取引市場の開設は、2027 年度秋ごろとなる。

【図 2】スケジュールのイメージ（資料(1)-3 参考資料）



（基準の開発時期に関する要望）

6. 排出量取引制度における会計処理の予見性を高めるため、2026 年 12 月までに基準開発を行うことが要望されている（資料(1)-3 参考資料参照）。

本テーマ提案に関する企業会計基準諮問会議事務局の整理

（会計上の論点）

テーマ提案書で要望されている点

7. テーマ提案書では、以下の取扱いを明らかにすることが要望されている。
 - (1) 本制度について、実務対応報告第 15 号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」が適用されるか否か。
 - (2) 仮に実務対応報告第 15 号を適用することが難しい場合、制度対象事業者に係る以下の会計上の取扱いの明確化
 - ① 排出枠の取得に係る会計処理（資産の認識及び測定）

② 排出枠償却時点で、排出実績と等量の排出枠を保有する義務に係る会計処理（負債の認識及び測定や引当金の計上）

③ 開示（表示及び注記事項）

現時点で想定される具体的な論点

8. 本資料第 4 項に記載のとおり、現時点では制度の詳細が確定していないため、現時点で会計上の取扱いに関して、網羅的に特定することはできない。ただし、本資料第 3 項の GX 推進法で決定されている事項までを前提とした場合、前項(2)に関する具体的な主な論点として、以下が考えられる。

(1) 自社使用目的で保有する排出枠に係る会計処理

① 排出枠の無償割当時における排出権（資産）の認識の要否及び排出権の測定（前項(2)①に関連）並びに負債に計上する義務の識別（前項(2)②に関連）

② 排出枠の未償却量に係る負債の認識時期及び測定（見積方法）（前項(2)②に関連）

③ 購入した排出枠及びカーボンクレジットに係る費用の計上時期

(2) （排出枠の償却に充てず）売却目的で保有する排出枠に係る会計処理

① 企業会計基準第 9 号「棚卸資産の評価に関する会計基準」の範囲との関係の整理

② 売却目的保有排出枠の分類の要件

③ 排出枠の貸借対照表価額

④ 売却損益の認識時期及び売却時の払出原価の測定

(3) 密接関係者との共同届出制度に係る会計処理

(4) 開示（注記事項）（前項(2)③に関連）

基準開発にあたって留意すべき事項

9. 今後の政省令等に関する検討状況により、会計処理を定める上での前提条件に変更が生じうることや、前項に記載した以外の追加的な論点が生じる可能性があると考えられる。

（実務対応報告第 15 号との関係）

適用範囲

10. 実務対応報告第 15 号の対象となる排出クレジットは、以下のとおりである（実務対応報告第 15 号 1(1)）。

本実務対応報告は、京都メカニズムにおけるクレジットを対象とし、それは二酸化炭素換算量で示される。京都メカニズム以外のクレジットについても、会計上、その性格が類似していることから、本実務対応報告の考え方を斟酌し、会計処理を行うものとする。なお、本実務対応報告では、試行排出量取引スキームにおいて無償で取得する排出枠の取扱いも明確化している。

11. 実務対応報告第 15 号では、以下の(1)の京都メカニズムにおける排出クレジットの性格及び(2)の有償取引がなされるものであることを踏まえ、京都メカニズムにおける排出クレジットについては、法定された無体財産権ではないが、無形の財産的価値があるものと整理されている（実務対応報告第 15 号 1(2)）。

(1) 京都メカニズムにおける排出クレジットの性格は、以下のとおり示されている。

- ① 京都議定書における国際的な約束を各締約国が履行するために用いられる数値であること
- ② 国別登録簿においてのみ存在すること
- ③ 所有権の対象となる有体物でなく、法定された無体財産権ではないこと

(2) 当該排出クレジットの取得又は売却が行われる場合、有償で取引される。

会計処理

12. 実務対応報告第 15 号では、将来の自社使用を見込んで排出クレジットを取得する場合の会計処理に関して、以下の取扱いが定められている。

(1) 排出枠を無償で取得する場合

- ① 事前交付により排出枠を取得する場合の排出枠の取得時の会計処理⁶（本資料第 8 項(1)①に関連）
- ② 排出枠を第三者へ売却する場合の売却の対価の会計処理⁷（本資料第 8 項(2)①から④に関連）

⁶ 会計上、取引を認識しない。（実務対応報告第 15 号 4(3)②）

⁷ 以下の取扱いが定められている。

- (1) 売却の対価を仮受金その他の未決算勘定として計上し、目標達成が確実と見込まれた時点で利益又は費用の減額として処理する。（実務対応報告第 15 号 4(3)②）
- (2) 他者から購入した排出枠も保有している場合、まず、他者から購入した排出枠を売却したものと

③ 取得した排出枠及び排出クレジットの償却に係る会計処理（本資料第8項(1)③に関連）

(2) 他者から購入する場合

① 取得時の会計処理⁸（本資料第8項(1)③に関連）

② 取得した排出クレジットの償却に係る会計処理⁹（本資料第8項(1)③に関連）

(3) 排出クレジットの活発な取引市場が整備されており、金融投資としての取引を行う場合の会計処理¹⁰

実務対応報告第15号では明らかにされていない会計処理等

13. 一方、実務対応報告第15号では、以下については明らかにされていない。

(1) 排出枠の償却について法的義務を伴う場合の会計処理（本資料第8項(1)②に関連）

この点、罰則規定がある場合の会計処理について、第199回企業会計基準委員会（2010年4月9日開催）の議事要旨(2)において、「東京都排出量取引制度では、条例に基づく罰則を伴うことから、場合によっては引当金の計上又は偶発債務の注記の検討が必要になると考えられる。」ことが記載されている。

みなす。（実務対応報告第15号注11）

(3) 購入した排出枠の売却は資産の売却として処理する一方、無償で取得した排出枠を売却した場合には売却の対価は未決算勘定として計上するため、無償で取得した排出枠と購入した排出枠を簿価通算することは適当でない。（実務対応報告第15号注14）

⁸ 無形固定資産又は投資その他の資産の購入として会計処理を行う。将来の一定の時点で排出クレジットを購入することとした契約を締結した段階では取引を認識しない。（実務対応報告第15号4(1)）

⁹ 以下の取扱いが定められている。（実務対応報告第15号4(1)及び注12）

(1) 時間の経過による減価がないこと、及び陳腐化がないと考えられることから、減価償却を行わない。

(2) 「固定資産の減損に係る会計基準」の適用対象となる。その適用に際しては、第三者への売却可能性に基づく財産的価値を有していることに着目して資産計上されていると考えられるため、他の資産とのグルーピングは適当ではないと考えられる。

(3) 資産として計上した排出クレジットは、自社の排出量削減に充てられたときに、これを費用として計上する。具体的には、国別登録簿（割当量口座簿）の政府保有口座へ償却を目的として移転した時点（注12）において費用とする。このとき、無償で取得した排出枠がある場合、まず、無償で取得した排出枠を償却したものとみなす。

（注12）試行排出量取引スキームにおいては、政府の目標達成確認システムにおいて排出枠が償却された時点を指す。

¹⁰ トレーディング目的で保有する棚卸資産として、時価をもって貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額（評価差額）は当期の損益として処理する。（実務対応報告第15号2(1)）

(2) 密接関係者との共同届出制度に係る会計処理

(3) 開示

基準開発にあたって留意すべき事項

14. GX 推進法に基づく排出量取引制度に関する会計処理について、仮に実務対応報告第 15 号の取扱いを適用することを検討する場合、当該制度に基づく排出枠の会計上の性格が京都メカニズムにおけるクレジットと類似しているか否かの検討を行う必要があると考えられる。その上で、制度趣旨に照らして実務対応報告第 15 号と同様の会計処理とするかどうかの検討を行うことになると考えられる。
15. 一方、本資料第 13 項に記載のとおり、実務対応報告第 15 号で定められていない取扱いについては、その取扱いを検討する必要があると考えられる。

国際的な会計基準の動向

国際的な会計基準における検討状況

16. 国際財務報告基準（IFRS）では、排出量取引制度に係る会計処理について特段のガイダンスは示されておらず、実務においては、複数の会計処理が見受けられるとされている¹¹。
17. 国際会計基準審議会（IASB）は、排出物価格設定メカニズム（PPM）を予備リストのプロジェクトにおいており、第 4 次アジェンダ協議（IASB の 2027 年から 2031 年までの 5 年間の作業計画）までにリソースに余裕が生じた場合にのみ作業計画に追加することとしている。作業計画に追加される場合、リサーチ・フェーズで以下のことを検討することが必要であるとされている。
 - (1) すべての種類の排出物価格設定メカニズムを扱うか、一部（排出量スキームなど）のみを扱うか。
 - (2) トレーダー及びスキームの管理者の会計処理を扱うか、スキームへの参加が要請される（又は参加を選択する）企業にプロジェクトを限定するか。

この点、2025 年 1 月に開催された IASB ボード会議では、PPM のプロジェクトを作業計画に追加せず、第 4 次アジェンダ協議まで先送りすることが暫定決定されている。

¹¹ 2024 年 6 月の IASB ボード会議における排出物価格設定メカニズムに関するプロジェクトのアジェンダ・ペーパー10B「フィードバックの要約－各国の基準設定主体」の Appendix B では、主に、①「排出権」アプローチ、②「政府補助金」アプローチ、③「純負債」アプローチの 3 つの会計処理が見受けられることが記載されている。

18. 一方、米国財務会計基準審議会（FASB）は、2024 年 12 月 17 日に会計基準更新案「環境クレジット及び環境クレジット義務（トピック 818）」を公表している（コメント期限：2025 年 4 月 15 日）。当該会計基準更新案では、以下の提案がなされている。

- (1) 環境クレジット（資産）については、コンプライアンス環境クレジットとノンコンプライアンス環境クレジットに区分し、原則として両方について取得原価で評価する。ただし、後者については公正価値で評価することができる（評価差額は損益計上）。
- (2) 環境クレジット義務に係る負債については、報告日が制度期間の終了日と仮定し、報告日に環境クレジット義務を負う場合に認識する。この際、環境クレジット義務を充足するコンプライアンス環境クレジットを有する場合（積立部分）にはその取得原価により負債を測定し、それ以外の部分（未積立部分）については、環境クレジットの公正価値により測定する。また、負債の変動は、損益に認識する。

基準開発において留意すべき事項

19. 本資料第 17 項に記載のとおり、特に IFRS 会計基準においては、検討が進んでいない状況であるため、国際的な会計基準との整合性のある排出枠及び排出クレジットの会計上の取扱いを包括的に定める会計基準の開発を行う場合、IASB の基準開発の動向を待つこととなり、本制度の施行時期（2026 年 4 月）に合わせた適時の基準開発が難しいと考えられる。
20. 一方、本資料第 18 項に記載のとおり、米国会計基準においては、会計基準更新書案が公表されるなど会計処理の考え方の整理に進展が見られ、会計基準を取り巻く環境も変化していると考えられる。

テーマ提案の分析

21. 本件は、提案者から実務対応レベルのテーマとして提出されている。実務対応レベルのテーマに関して、ASBJ に新規テーマとして提言するか否かについての考慮要因は、以下のとおりである。
- (1) 広範な影響があるか。
 - (2) 作成者、利用者、監査人等からのニーズはあるか。
 - (3) 会計実務における多様性はあるか。（多様性の解消により比較可能性の改善が見込まれるか。）
 - (4) 会計基準レベルのものではないか。
 - (5) 適時に実務対応報告等の開発が可能か。

22. 以下では、前項の各考慮要因を検討し、テーマアップの要件に該当するかどうかの事務局の分析を示している。

(1) 広範な影響があるか。

制度対象事業者については政令で定められることとされているが、経済産業省の説明資料では二酸化炭素の直接排出量が3か年平均で10万トン以上の法人が対象となることが想定されている。また、2024年12月19日に開催された第5回GX実現に向けたカーボンプライシング専門ワーキンググループの資料2によれば、制度対象事業者は300社から400社程度となる見込みであることが示されている。このうち、金融商品取引法に基づく有価証券報告書提出会社及び会社法上の大会社が何社該当するかは明らかではないが、二酸化炭素の直接排出量が3か年平均で10万トン以上の法人は、一般的に一定規模以上の企業が対象となっているものと考えられるため、必ずしも広範な影響があるとまではいえないが、一定の影響があると考えられる。

(2) 作成者、利用者、監査人等からのニーズはあるか。

本テーマは、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律」において、排出量取引制度の法定化に伴い、経済産業省から提案されたものである。仮に法律が施行される場合、制度対象事業者は、法的義務を伴う排出量取引に係る会計処理を行う必要があり、開示にも影響がある可能性があると考えられるため、作成者、利用者、監査人のニーズがあると考えられる。

(3) 会計実務における多様性はあるか。(多様性の解消により比較可能性の改善が見込まれるか。)

仮にGX推進法に基づく排出量取引制度が実務対応報告第15号の適用範囲となる場合であっても、本資料第13項に記載のとおり実務対応報告第15号では排出枠について償却義務(保有義務)を伴う場合の取扱いが直接的に定められておらず、注記に関する定めもない。さらに、密接関係者との共同届出制度に係る会計処理も明らかではない。したがって、基準開発を行う場合、会計処理等の明確化が図られると考えられる。

(4) 会計基準レベルのものではないか。

本テーマに関して包括的な会計基準を開発する場合、本制度の施行に合わせた適時の基準開発が難しいと考えられる。

一方、仮にGX推進法に基づく排出量取引制度に限定した基準開発を行う場合、現行の会計基準等の枠内で、特定の制度の会計処理等を明確化するものであり、現行の会計基準等のガイダンスを定めることになると考えられる。また、仮に、GX推進法

に基づく排出量取引制度に加えて、実務対応報告第15号の適用対象のうち現在も存続する制度に係る会計処理を含めて新たな基準を開発する場合であっても、特定の制度の会計処理等を明確化するものとなると考えられる。したがって、本テーマは、会計基準レベルに該当せず、実務対応レベルに該当すると考えられる。

(5) 適時に実務対応報告等の開発が可能か。

GX 推進法において排出量取引制度の骨格は確定しているが、詳細を定める政省令等については、2025 年 7 月より排出量取引制度小委員会において制度の実務的検討が開始され 2026 年 3 月までに最終化される予定である。このため、基準開発の適時性に関しては、以下のことを考慮する必要があると考えられる。

- ① 本資料第 9 項に記載のとおり、会計処理を定める上での前提条件に変更が生じることや、追加的な論点が生じる可能性があることを踏まえると、制度の詳細が完全に確定した時点から基準開発に着手することが効率的であると考えられる。この場合、基準開発の着手は 2026 年 3 月まで待つことになると考えられる。
- ② 一方、基準開発の着手を 2026 年 3 月まで待つ場合、テーマ提案者の要望である 2026 年 12 月までに基準開発を行うことに時間的な制約が生じる。

上記①及び②を踏まえると、例えば、排出量取引制度の理解、排出枠の資産の認識や測定などの実務対応報告第 15 号との関係の整理等、一部については GX 推進法レベルの内容を基に先行して検討を着手することも考えられる。ただし、この場合であっても、密接関係者との共同届出制度のように、詳細を定める政省令等の方向性が定まった後にしか検討ができない論点もあり得る。

企業会計基準諮問会議事務局の提案

(新規テーマとして提言するか否か)

23. テーマアップの要件の該当性については前項(1)及び(2)に記載のとおり、影響がある制度対象事業者が一定程度見込まれる中で本テーマは一定のニーズがあることが明らかであると考えられる。また、前項(3)に記載のとおり、基準開発を行う場合には会計処理等の明確化が図られることも明らかであると考えられるため、実務対応専門委員会に新規テーマの評価を依頼する必要性はないと考えられる。
24. これに対して、前項(5)の適時に基準開発を行う点については、詳細を定める政省令等が未確定である一方で、検討の期限があることの難しさがあると考えられる。この点、仮に今回、新規テーマとして ASBJ に提言することとしても、基準開発に着手する時期、検討

を行う順序については、検討会における検討状況及び政省令等の定めの内容次第で変わり得るものと考えられる。

25. 前項の状況から、テーマ提言を行う時期については選択の余地があるが、本資料第 23 項に記載のとおり基準開発の必要性が明らかである点及び政省令等の確定後における時間的な制約を考慮し、検討の開始時期及び検討を行う順序については ASBJ に委ねた上で、今回、新規テーマとして ASBJ に提言することが考えられるがどうか。

(仮に新規テーマとして提言する場合の開発方法)

26. 本資料第 22 項(4)に記載のとおり、本テーマは、実務対応レベルに該当すると考えられる。仮に GX 推進法に基づく排出量取引制度が実務対応報告第 15 号の適用範囲に該当する場合、(1)実務対応報告第 15 号を改正する方法と(2)新たな実務対応報告を開発する方法の 2 つが考えられる。実務対応報告第 15 号が念頭においていた京都メカニズム及び試行排出量取引スキームの両制度とも既に終了していることも踏まえ、(1)又は(2)のいずれの方法によるかも含めて ASBJ で検討を行うことが考えられる。

加えて、実務対応報告第 15 号の開発時と比べて会計基準を取り巻く環境も変化していることも踏まえて、会計処理等の定めを検討することが考えられる。

ディスカッション・ポイント

本資料第 23 項から第 26 項の企業会計基準諮問会議事務局の提案についてご意見を伺いたい。

以 上